

整理番号 1 1 6

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 10 月 30 日 // 11月30日・12月30日
支出額	$81482 \times 3ヶ月 = 244,446$ 百万 千 2 2 0 0 0 2 円 $244446 \times \frac{9}{10} = 220,002$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため)
使 途	家賃・共益費・馬車場料金(10月・11月・12月分)
支 出 先	(有) 村田管理サービス

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸主 有限会社村田管理サービス
借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介
管理会社 株式会社グッドステイホーム

事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

1：本物件の表示

- ① 所 在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構 造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名 称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95 m²（約 18.13 坪）

2：賃貸借条件

- ① 目 的： 事 務 所
- ② 期 間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃 料： 月額 金 64,815 円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑥ 敷 金： 金 80,000 円也
- ⑦ 礼 金： 金 0 円也

第2条 (使用目的)

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

第3条 (賃貸借期間)

本物件の賃貸借期間は、2020年 3月 19日より2022年 3月 18日迄とする。

第4条 (期間内解除)

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

第5条 (賃料)

賃料は月額、金64,815円(消費税別)とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金4,630円(消費税別)も同様とする。

第6条 (共益費)

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金4,630円(消費税別)を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

第7条 (賃料及び共益費等の改訂)

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

第8条 (敷金)

- 1: 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金80,000円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2: 乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。その場合、乙は通知を受けた日から10日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3: 乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4: 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5: 甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

第9条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1: 賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2: 本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3: 建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4: 甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

第10条 (本物件内の造作及び設備の新設、変更等)

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1: 造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2: 電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

3: 甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。

4: 重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。

5: 出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

第 11 条 (造作等に伴う公租公課)

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

第 12 条 (修繕費等の負担区分)

1: 建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。

2: 本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕 (塗装替えを含む) 及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。

3: 前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

第 13 条 (善管注意義務)

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第 14 条 (立入権)

1: 建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は随時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。

2: 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 15 条 (損害賠償)

1: 乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。

2: 乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

第 16 条 (免責事項)

- 1: 震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盗難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

第 17 条 (契約の解除)

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せずに直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

- 1: 賃料またはその他の費用の支払いを 3 ヶ月以上遅滞したとき。
- 2: 本物件を第 2 条の目的以外に使用したとき。
- 3: 他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。
- 4: 甲の信用、名誉を傷つける等の不信行為があったとき。
- 5: 信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。
- 6: 無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き 30 日以上本物件を使用しなかったとき。
- 7: 乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。
- 8: 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。
- 9: この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第 18 条 (原状回復義務と明渡し)

- 1: 本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2: 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3: 賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

第 19 条 (明渡し遅延損害金)

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡しすべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

第 20 条 (立ち退き料等の請求禁止)

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

第 21 条 (遅延損害金)

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

第 22 条 (通知の義務)

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第 23 条 (契約条項以外の事項)

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

第24条（管轄裁判所）

この契約に基づく訴訟についてはさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第25条（特約）

- 1：賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。
- 2：賃料等の振込先：
口座名義人
- 3：賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の3ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。
- 4：契約期間満了後本契約を更新する時は新賃料の1ヵ月分の更新料を乙は甲に支払うものとする。
- 5：契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の0.25ヶ月分（消費税別）を支払うこととする。
- 6：乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処をすること。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各巻通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

乙

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

荒木 裕 介

管理会社

免許番号 埼玉県知事 (4) 第 19084 号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号

氏 名

整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ○事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日 他
支出額	百万 千 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $360000 \times .9 = 324000$)
使途	事務所家賃(11,12,1月分) 米客用駐車場
支出先	(有) ケイプランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング		
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 [REDACTED]	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED])	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<p>1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする</p> <p>2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする</p> <p>3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 高木 功介	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名 (別紙承諾書により認証) 印	TEL
	住所	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	印
	免許証番号	埼玉県 大臣 (12) 第 7531 号 知事	免許証番号	大臣 () 第 号 知事
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	印
	登 録 番 号		登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也(無利息の約定)

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和 元 年 9 月 17 日より令和 3 年 9 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞らせる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

- (1) 駐車場で粗暴な運転は行わないこと。
- (2) ゴミ等は一切捨てないこと。
- (3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑とならざるべき行為を一切なざざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の1ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

〈特約条項〉 1. 「賃料の振込先」

[] 有限会社

2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
令和 元 年 8 月 30 日

貸主(甲) 住所 [] 氏名 []

借主(乙) 住所 [] 氏名 []

連帯保証人 住所 [] 氏名 []

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号

有限会社 ケイプランニング

代表取締役 小池 東

TEL 048-824-1423

整理番号			60
------	--	--	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>年</td> <td>1</td><td>0</td><td>月</td> <td>3</td><td>0</td><td>日</td> </tr> </table> 2/11/30 2/12/30	0	2	年	1	0	月	3	0	日
0	2	年	1	0	月	3	0	日		
支出額	<p style="text-align: center;">百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: auto;"> <tr> <td></td><td>2</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: right;">110000*3=330000</p> <p style="text-align: right;">(按分した場合の積算方法) 330000*0.9=297000</p>		2	9	7	0	0	0		
	2	9	7	0	0	0				
使 途	事務所 11月、12月、1月賃料 管理費含む									
支 出 先	XXXXXXXXXX									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



事業用建物賃貸借契約書

貸主 ■■■■■ (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 ■■■■■ (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

(登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 ■■■■■

(2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 ■■■■■

振込 振込先 ■■■■■

名義人 ■■■■■

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)

翌月分を毎月月末までに (翌月前払い)

整理番号 107

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2年10月30日、11月30日、1月4日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 3 5 1 0 0 0 0 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円×9/10×3ヶ月=351000円)</p>
使 途	<p>11、12、1月分事務所賃借料</p> <p style="color: blue;">※ 銀行休業日のため1月の残欠が1月に移行した。</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造 3階建 1階
面積	39.67㎡ (12坪)	保証金	金 ¥360,000.- 円 (年—%償却 無利息とする)
		敷金	
賃料総額	壹ヵ月金 ¥120,000.- 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	壹ヵ月金 ¥10,000.- 円	備考	水道料・電気料を含む
管理費			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃賃料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

(1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

(2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。

(3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

(1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。

(2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。

(3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控 1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

賃貸人(甲) 住 所 [Redacted]
氏 名 [Redacted]

賃借人(乙) 住 所 [Redacted]
氏 名 新井 一徳
本籍地 [Redacted]
勤務先
電話番号 594-1600

連帯保証人 住 所
氏 名 印
本籍地
勤務先
電話番号

連帯保証人 住 所
氏 名 印
本籍地
勤務先
電話番号

整理番号	2	1	8
------	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支払う場合に作成。なお、定期的に定額を支払う場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<u>2</u> 年 <u>10</u> 月 <u>00</u> 日、 <u>11</u> 月 <u>00</u> 日、 <u>12</u> 月 <u>00</u> 日														
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> 月額50,000円×3ヵ月=150,000円 </div> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>00</td> </tr> </table> 円 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 150,000円×0.8=120,000)</p>	百万	千								1	2	0	0	00
百万	千														
		1	2	0	0	00									
使 途	事務所賃借料 <u>10</u> 月~ <u>12</u> 月分														
支 出 先	田中産業(有)														

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

賃貸借契約書

貸主 田中産業 有限会社 (以下「甲」という。)と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)

は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗	1階	102号室
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> その他 ()/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他()/(2)階建/全(11)戸		
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・()	新築年月	昭和57年	
住戸 部分	間 取 り	()LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>		
	バ イ ク 置 場	含む <u>含まない</u>		
	自 転 車 置 場	<u>含む</u> 含まない		
	物 置	含む <u>含まない</u>		
	専 用 庭	含む <u>含まない</u>		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2018 年 11 月 22 日 から 2021 年 11 月 21 日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

貸与する鍵	鍵No			
	本数	1本ずつ合計	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:	

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大				
緊急連絡先	氏名	渡辺 大	借主との関係	本人	
	(メールアドレス)				
	(自宅)TEL				
	(勤務先)TEL			(名称・部署名)	課
	(携帯)TEL	090-4241-4311			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社			
	住所	ふじみ野市丸山7-19			
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社			
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL	049-264-9169		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)			
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

218-4

頭書(6) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
		住所	さいたま市丸山A-3-601
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失。通常の使用方法に反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。

* 敷金 48,000円

218-5

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

30年11月22日

甲・貸主	氏名 田中産業 株式会社	TEL 049-264-9169
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 渡辺 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山7-3-601	
連帯保証人	氏名 同上	TEL
	住所	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	富士見市ふじみ野西 1-18-1	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	049-263-2623	商号又は名称
	代表者の氏名	有限会社 徳新 齊藤 知則	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(5)18460号	免許証番号 大臣知事()第 号
	免許年月日	平成30年 6月24日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	██████████	氏名
	登録番号	██████████	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社 徳新 富士見市ふじみ野西1-18-1 049-263-2623	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている番面を兼ねています。

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

<p style="text-align: center;">支 出 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">2 年 / 10 月 00 日、11 月 00 日、12 月 00 日</p>										
<p style="text-align: center;">支 出 額</p>	<p>月額8640円×3ヵ月=25,920円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $25,920 \times 0.8 = 20,736$)</p>	百万	千			2	0	7	3	6	6
百万	千										
2	0										
7	3										
6	6										
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p>事務所駐車場 賃借料 10 月 ~ 12 月 分</p>										
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">田中産業(有)</p>										

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

219-2

駐車場賃貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社
 借主 渡辺 大

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、この契約書のより標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	丸山コーポ 駐 車 場	指定場所	■■■■■
所 在 地	ふじみ野市丸山2-18		

標記B 車 種

車 名		登 録 番 号	
-----	--	---------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年 2月13日	終 期	2022年 2月12日
-----	-------------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 8,640 円 (消費税込)	敷 金	なし	その他	
賃 料 の 支 払 時 期		翌月分を毎月末日迄 (翌月分前払)			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名	■■■■■		
		口座名義人	■■■■■	■■■■■	

219-3

標記 E 管理人名

商号 (名称)	有限会社 徳新	代表者	代表取締役 齊藤 知則
事務所所在地	〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F Tel. 049-263-2623		
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 18460 号		

標記 F 特約事項

更新手数料は、新賃料の 1 ヶ月分 (消費税別途) とする。
万一、丸山コーポ入居者が駐車場を利用の場合は、「甲」もしくは、「管理者」より 1 ヶ月前の予告通知をし、「乙」は、何等異議なく予告日までに明け渡しをしなければならない。

本契約の締結を証する為本書を 2 通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各 1 通を保有する。

219-4

平成31年2月13日

貸主 (甲)

住所 ふじみ野市丸山 7-19

氏名 田中産業 有限会社

電話 049-264-9169

借主 (乙)

〒356-0035

住所 ふじみ野市丸山2-3-601

氏名 三度辺 大

電話 090-4241-4311

緊急連絡先 同上

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事免許 (5) 第18460号

所在地 〒354-0035 富士見市ふじみ野西1-18-1番地 徳新ビル1F

商号 有限会社 徳新

代表者 代表取締役 齊藤知則

取引主任者 (自署押印)

取引主任者登録番号

氏名

整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日、11月30日、12月28日
支出額	百万 千 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000$)
使 途	11.12.1月分 事務所賃借料
支 出 先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は上記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

賃貸人(甲) 住所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住所 さいふま市大宮区浅間町2-78 大宮パザリア105号室

氏名 藤井 たいせ事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈入 居 者〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

整理番号			91
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	2年 10月 30日 <small>11月30日、12月28日</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">88</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		11	88
百万	千	円							
	11	88							

使途	事務所賃借料 振込手数料 政務活動に使用する割合が3/10以上であるため $440 \times 0.9 = 396 \times 3 = 1,188$
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

_____【振込手数料】

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 91-1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
36911	02-10-30	13:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (使 費) 認 証	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
きらやか銀行
大宮支店
普通 1005926
か) ヨコハウス様

ご依頼人
フジイ タケツ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400413
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
36905	02-11-30	12:48	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (使 費) 認 証	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
きらやか銀行
大宮支店
普通 1005926
か) ヨコハウス様

ご依頼人
フジイ タケツ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400493
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
36910	02-12-28	14:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証 (使 費) 認 証	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
きらやか銀行
大宮支店
普通 1005926
か) ヨコハウス様

ご依頼人
フジイ タケツ様
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400291
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 93

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---



支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 2 年 10 月 30 日, 11月30日、12月28日 </div>
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> 4 0 5 0 0 円 </div> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500$)</p>
使 途	<p style="font-size: 1.2em;">11、12、1月分 駐車場賃借料</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名
埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	
	氏名	藤井 健志		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73 ⁻¹							
2	駐車場区画	[REDACTED]							
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外無断駐車厳禁				
4	賃料	一カ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納	特約	2カ月分滞納のときは無催告解除		
5	期間	自	年	月	日	満	年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし							
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特約	違反のときは無催告解除		
8	解約	賃貸人	カ月前予告		解約可能		賃借人 / カ月前予告		
9	保証金	金	0 円也		契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。							

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1⑩

整理番号 / /

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small style="margin-left: 20px;">1 0 3 1</small> <small style="margin-left: 20px;">1 2 3 1</small>	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td><td><input type="text"/></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													

使 途	<p>馬主車場代</p> <p style="text-align: right;"> $11,500 \times 0.9 = 10,350$ $5,000 \times 0.9 = 4,500$ $500 \times 0.9 = 450$ × = </p>
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

10月分 ¥500 × 1台分 × 19日 = 9,500
 ¥500 × 2台分 × 2日 = 2,000

別紙明細

11月分 ¥500 × 1台分 × 10日 = 5,000

12月分 ¥500 × 1台分 × 1日 = 500

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



令和 2 年 10 月 31 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金11,500円也

上記、正に領収致しました。

令和2年10月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣





令和 2 年 11 月 30 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金5,000円也

上記、正に領収致しました。

令和2年11月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣





令和 2 年 12 月 31 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金500円也

上記、正に領収致しました。

令和2年12月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣



整理番号 1 0 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
---	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</div>日 </div>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">360</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					2	360
百万	千	円										
	2	360										

使 途	<p>事務所用電気料購入代金</p> <p>(按分の積算方法 2,950円 × 8/10)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
但し、事務所用電気料購入代金として

R0003-#0064

領 収 証

00033803号

様

¥2,950

(消費税等 ¥268を含みます。)

但し、御品代()として

2020年10月31日 上記正に領収しました。

株式会社LIXILビバ

本社：埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-13-1

スーパービバホーム本店 TEL:0495-27-2311

担当者 XXXXXXXXXX

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号			9	8
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>年</td> <td>1</td><td>0</td><td>月</td> <td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">11月 30日</div> <div style="text-align: right;">12月 25日</div> </div>	0	2	年	1	0	月	3	1	日							
0	2	年	1	0	月	3	1	日									
支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>4</td><td>5</td><td>0</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $167,000 \times 0.9 = 150,300 \times 3 \text{カ月} = 450,900$)</p>	百万	千									4	5	0	9	0	0
百万	千																
		4	5	0	9	0	0										
使 途	<p style="text-align: center;">R.3.</p> <p>11月分、12月分、1月分 事務所賃借料</p>																
支 出 先	<p>有限会社 赤岩不動産</p>																

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



98-2

事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下本契約という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ蔵 102号

所在地 住居表示 埼玉県蔵市中央3丁目17番23号

(登記簿)蔵市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡(約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蔵市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

(2) 賃貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円(消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費 (町会費任意加入)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 令和2年10月16日から 令和5年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月前払い)

振込料は乙の負担とする。

98-3

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面入口	No. (個)		No. (個)		No. (個)
			No. (個)				
							合 計
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日							

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

2020 年 10 月 10 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325		〒 蕨市中央1-14-10-602	
(フリガナ) 氏 名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光		須賀 敬史	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)		〒 (住所) (氏名) (電話番号)	
媒介業者			媒介業者	
免許番号	埼玉県知事免許(10)第10971号		免許番号	
所在地	蕨市中央1丁目25番6号		所在地	
商 号	有限会社 赤岩不動産		商 号	
代 表 者	赤岩 常光		代 表 者	
電 話	048-431-2325 048-431-2326		電 話	
F A X			F A X	
宅地建物取引士(自署押印)			取引士 (自署押印)	
登録番号	[Redacted]		登録番号	()第 号
氏 名	[Redacted]		氏 名	

整理番号			1	0	0
------	--	--	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table> (1月30日 12月25日)	0	2	年	1	0	月	3	1	日
0	2	年	1	0	月	3	1	日		
支出額	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">百万</td> <td style="padding: 0 5px;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">7</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> </table> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 20,951X0.9X3ヵ月=56,567)	百万	千	5	6	5	6	7	円	
百万	千									
5	6	5	6	7	円					
使 途	R.3 11月分、12月分、1月分 駐車場賃借料									
支 出 先	[REDACTED]									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



100-2

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	[REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2020年4月28日 から 2021年4月27日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 20,951円 (内消費税 1,904円)
敷金	金 20,000円
支払期限:	毎月末日までに 当月分 ・ 翌月分 を支払う
支払方法	金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] TEL: 048(887)8365
	1. 口座振替 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 振込み 3. 持参

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 リアルホーム株式会社
	所在地・TEL 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL:048(887)8365
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣()第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号:

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

100-3

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 更新に関する事項

1. 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
2. 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

頭書(7) 特約事項

1. 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
2. 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
3. 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
4. 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
5. 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 4月 28日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 須賀 敬史	TEL 048-443-7847
	住所 蕨市中央1-14-10 グランコート 蕨 602号	
宅地建物 取引業者	商号(名称) リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠教
	事務所所在地・さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365	
	免許証番号 埼玉県知事 (7) 14904 号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所名	リアルホーム株式会社
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1
	TEL	048(887)8365

※印は実印

整理番号			92
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

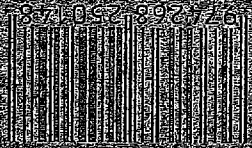
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p style="text-align: center;">9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 2年10月31日, 12月1日, 12月28日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;"> 百万 千 32400円 </p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3$ $= 32,400$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">11、12、1月分 駐車場賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



三井住友銀行

2000年用

No.




領収証




藤井 友枝 様

目 録
年 月 日
年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を貸貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2020年 8月分	2020年7月3日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2020年 9月分	2020年8月29日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2020年 10月分	2020年9月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

2020年 11月分	2020年10月3日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2020年 12月分	2020年12月1日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2020年 1月分	2020年12月28日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

整理番号	180
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>	年	月	日	2	1	2	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		8	000
年	月	日													
2	1	2													
百万	千	円													
	8	000													

使 途	セキエリテイ
-----	--------

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20,000 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2020年11月02日～2020年11月02日 照会件数：1件

2020年11月25日 14時07分14秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年11月 02日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件

整理番号 21 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	02 年 11 月 02 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>		5	3	1	5	2
	5	3	1	5	2				
使 途	事務所賃貸料金(令和2年11月分) 代金 $66,440 \times 0.80 = 53,152.0$								

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料金(令和2年11月分)として

⑤高橋稔裕
政務活動に使用する割合が8/10のため按分します

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	
取扱店	お取引日	時刻	
56706	02-11-02	11:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円)		(6千円)	
(1千円)		(硬貨)	
円		円	

明細

440 [振込手数料]

場合は、別紙を使用すること。(と。)

お振込明細またはご案内

お受取人 **埼玉縣信用金庫**
 加須支店
 普通 0661651
 クキミツビツツトウツヤハンパイ(カ様
 登録番号 0001
 タカハツツビロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
 取扱番号 400047

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済





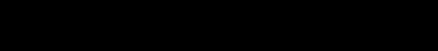
※領収書等
④発行者、
※按分した

として」など何に支出されたか分かるような記載)、
に、余白に補記すること。)

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

賃貸借契約書

令和 2 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所	加須市礼羽 454-2	
	氏名	高橋 穂裕	
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)		
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和2年 5月 1日 至 令和3年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。		
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能		
振込先	 口座番号   (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

整理番号			45
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	2年 11月 2日 及11月30日,3年1月4日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29040</td> <td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		29040	
百万	千	円							
	29040								

使 途	事務所セコム使用料 令和2年10,11,12月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

セコム株式会社

10月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 11月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 12月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

45 - 1

証票書類貼付欄

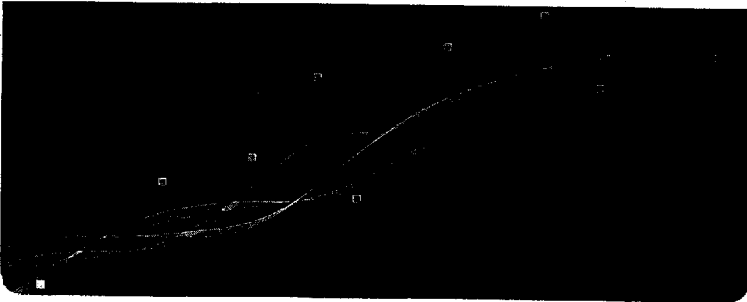
埼玉県議会自由民主党議員団

店番 口座番号

埼玉県議会 木下 博信 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



摘要	お支払金額	お預り金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
02-11-02 .振替	*12,100	㊦㊧.㊨
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
02-11-30 .振替	*12,100	㊦㊧.㊨
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
03-01-04 .振替	*12,100	㊦㊧.㊨
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
*口座振替は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

整理番号 1 / 23

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: <u>事務所費</u> 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>2年 11月 06日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>1 0 6 4 8 0</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(11月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p style="text-align: right;">$133100 \times \frac{8}{10} = 106480$</p>
------------	---

領 収 証 No. _____

残井明果政事務所様 令和2年11月6日

★ ￥133100-

但 森田ビル201賃貸料(令和2年11月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

124-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月27日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

124-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	印
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	印

整理番号 1 2 4 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年 11月 06日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円									
百万	千	円													

<p>使 途</p>	<p>事務所看板使用料(11月分)</p> <p style="text-align: center;">$5500 \times \frac{1}{10} = 4400$</p>	<p>政務活動に使用する割合が $\frac{1}{10}$ 以上であるため</p>
------------	---	---

領 収 証

No. _____

5,500-

令和2年11月6日

浅井明県政事務所様

* 但 森田ビル201看板料(令和2年11月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 89

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 2 年 1 / 1 月 9 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">163</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">350</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		163	350
百万	千	円							
	163	350							

使 途	<p style="font-size: large;">事務所賃貸借契約更新料として</p> <p style="text-align: right;">$181.500 \times 0.9 = 163.350.$</p>
-----	--

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

89-2

令和2年7月31日



《賃貸借契約更新についてのご案内》

有限会社 アーヴァンクリエイト
〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-32
フジタ川口マンション103号
Tel 048-227-0008 Fax 048-227-0005

永瀬 秀樹 様

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴方がご契約頂いております物件の賃貸借契約が満了となりますので、ご案内申し上げます。
つきましては、下記の更新契約内容をご確認の上、お手続きください。

尚、契約更新をせず期限までに契約解除される場合は、至急ご通知下さるようお願い申し上げます。
敬具

物件名・号室	川口本町リハイム 102 号
契約者名	永瀬 秀樹 様
契約満了年月日	令和2年11月3日 まで

項目	旧賃料	新賃料	賃料差額	備考
家賃	¥110,000	¥110,000	¥0	令和元年10月 賃料変更済
消費税	¥8,800	¥11,000	¥2,200	
管理費	¥0	¥0	¥0	

更新料	¥121,000	内消費税(¥11,000)	新賃料の1か月分+消費税10%
火災保険料	¥0	内消費税()	裏面をご覧ください。
保証料		内消費税()	
更新手数料	¥60,500	内消費税(¥5,500)	新賃料の1/2か月分+消費税10%
合計	¥181,500	内消費税(¥16,500)	

今回更新手続きに係わる費用は 合計 **¥181,500** となります。

★更新をされる方は、同封の《契約更新申込書》を 令和2年9月21日 までに
ご郵送、ご連絡ください※今回は《契約内容変更申込書》もご返送ください。

★また、上記金額を下記口座へ 令和2年10月11日 迄にお振込下さい。

[お振込み口座]
埼玉りそな銀行 川口支店 (普通) 4819847
(有) アーヴァンクリエイト

ネット
11/9
振込
スミ

★解約をされる方は、《解約通知書》を弊社までご郵送、ご連絡下さい。

尚、解約通知書到着後3カ月間は賃料が発生いたします。

裏面をご覧ください

★ご不明な点は更新担当 [] までお気軽にお問い合わせください。

【 当社営業のご案内 】

営業時間 : 午前10時から午後6時 (当面は5時)
定休日 : 毎週水曜日 第一、第三木曜日 第二日曜日
夏期休暇 : お問い合わせください。

★新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での契約となります。ご理解下さいます様、
お願い致します。(ご事情があり来店でのご契約をご希望の場合、お電話にてご相談ください。)

89-3

想いをつなぐ、未来を形に。 *Resona Bank* RESONA GROUP 埼玉りそな銀行 マイゲート

振込

STEP

1. 出金口座
選択
2. 振込先
選択
3. 金額・
指定日選択
4. 振込実行
5. 受付確認

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は20110900006です。

振込 受付明細

[印刷する](#)

受付番号 20110900006 受付日時 2020年11月09日 11:25

出金口座

普通

振込依頼人名

ナガセヒデキ

振込先口座

埼玉りそな銀行 川口支店 普通 4819847

受取人名

エ)ア-ヴァンクリエト

振込金額

181,500円

振込手数料

0円

引落合計金額

181,500円

振込指定日

11月09日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。

入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。

また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。

なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料(消費税含む)はお返しできません。あらかじめご了承ください。

整理番号	1	84
------	---	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日 □□年 □□月 □□日	支出額 □□□□□□	百万 千 円 □□□□□□□□□□ ※政務活動費を充当した金額を記載
----------------------	---------------	--

使 途	事務訂清償代
-----	--------

領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 - ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$12,100 \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

184 - 2

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

納品・請求書
兼領収書

048-873-4369

高橋 政雄 様

株式会社スダート
ダスキン江戸支店

(8003838)

さいたま市緑区大宇中尾

270

〒334-0074 川口市江戸3-9-9

TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889

発行日 2020年 11月 10日 次回訪問日 2020年 12月 8日 取引 現金

No.100241826800

商品・サービス内容	契約数	納品回数	納品		納品金額		納品・回収額		備考
			単価	1	金額	12100	回収額	納品額	
家事おてつだいサービス一式	1	1							

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	額
	11,000	1,100	12,100	12,100
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 額

紙
5万円以上
貼付

DUSKIN
JAPAN

確認サイン

担当 姓名

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

整理番号 206

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 1 月 16 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">7/5</td> </tr> </table>	百万	千	円			7/5
百万	千	円							
		7/5							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>ダスキンレンタル代 $1430 \times \frac{1}{2} = 715$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 8300 4875 7466 4108
 小島 信昭 様
 ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサービス
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1-6-75-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

(8000147)

発行日 2020年 11月 16日 次回訪問日 2020年 12月 14日 取引 現金 No.100291088200

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

印紙
万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

USKIN

DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 5 8

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 11 月 17 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	4		3	9		6	
百万	千	円													
	5	4													
	3	9													
	6														

使 途	<p>事務所家賃(12月分)</p> <p>送金料含む</p>	<p>$60,440 \times 0.9 = 54,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---------------------------------	---

領収書等貼付欄 ② $60,000 + 440$ (送金料) = $60,440$

ご利用明細票

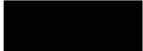
お取扱日	店番	お取引内容
02-11-17	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N042	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 02-11-17		
タケウチ マサフミ		

③ 事務所家賃(12月分)

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 
 

整理番号

--	--	--	--

 17

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> 日	0	2	1	1	2	0	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		5	3	1	5	2
0	2														
1	1														
2	0														
	5	3	1	5	2										

使 途	<p>事務所賃貸料金(令和2年12月分) 代金</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">66,440 × 0.80 = 53,152.0</p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料金(令和2年12月分)として

⑤高橋稔裕
政務活動に使用する割合が8/10のため按分します

キャッシュサービスご利用明細 別紙明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56772	02-11-20	14:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認	証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	千	円

440 [振込手数料]

こと。
ない場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

お振込明細またはご案内

お受取人 **埼玉縣信用金庫 加須支店**
普通 0661651
クキミツヒツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0003
タカハツツヒロ セイムカツトウツ ムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 300113

印紙税申告納付に必要
税務署承認済

〆代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
易合は、余白に補記すること。)

*印紙税を前付しない場合は*印で消してあります。 →

賃貸借契約書

令和 2 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	加須市礼羽 484-2	●	
	氏名	高橋 穂裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和2年 5月 1日 至 令和3年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 口座番号 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div> (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号 **0063**

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>02年11月25日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>54396</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---------------------------------------	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所賃料</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$60440 \times 0.9 = 54396$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時 刻
48252	02-11-25	15:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
円 千 百 十 円		

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマケソソソキン
オカワ
普通 6203661
1)ハツモツムソヨ様
登録番号 0006

ご依頼人

コクホ ケソイチ セイムカットウツムソヨ様

電話番号 **400054**

取扱番号 400054

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

③ 事務所賃料として

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

いこと。
りない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 2 / 1 / 2

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 1 月 25 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">64</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">352</td></tr> </table>	百万	千	円		64	352
百万	千	円							
	64	352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 本町 事務所家賃

80,440 × 0.8 = 64,352

領収書等貼付欄

小島 信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13	02-11-25	送金	*80,000	ATM	
14	02-11-25	手数料	*440		
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、④年月日、⑤金額、⑥枚数、⑦記号、⑧印を記載すること。
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
57102	02-11-25	09:17	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	千円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

ご依頼人 ジャマノアキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300048

印紙税申告納付済
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			I 階 号室 区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)			
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
	種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月	
	面 積	29.75 m ²			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から 令和 3 年 4 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)			家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	〒339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1 宝来屋不動産商会
連帯保証人	氏名	TEL 048-790-1100
	住所	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-5-12

A		B	
主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538 (有)宝来屋不動産商会 関根 正之	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	
免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号	大臣()第()号
免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日	平成()年()月()日
氏名	(株)宝来屋不動産商会	氏名	
登録番号	(埼玉)第()号	登録番号	()第()号
業務に従事する事務所所在地	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所所在地	
事務所所在地	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地	TEL

※図は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者 商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会

所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第()号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 () 住所 ()

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名	小島 信昭
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	家賃債務保証会社の提供	住所	
	証券会社の提供	家賃債務保証会社名	
	する保証	主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡する。

整理番号 109

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	02 年 11 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">128</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">080</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		128	080
百万	千	円							
	128	080							
使途	<p>事務所家賃 $155,100 \times 0.8 = 124,080$</p> <p>事務所駐車場 $5,000 \times 0.8 = 4,000$</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が 80% 以上であるため</p>								
<p>領収書等貼付欄 飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 多休人の沼澤史</p>									

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

2-11-25	送金	20,000	Eラマ(カ カリク)		
2-11-25	送金	155,100	×128"8-(カ)		

駐車場代 $5,000 \times 4台 = 20,000$
 1台13,500円

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃借人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4台分)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年7月1日から2021年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■	名義	■
種別・名称	■	色	■	登録番号	■

(印)代理人 鈴木 隆夫

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこととする。
- 第2条 振込手数料は乙の負担とする。
- 第3条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第4条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第5条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第6条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えないうえ、自主管理しなくてはならない。
- 第7条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第8条 乙の車に火災、盗難、悪戯、天災地災による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第9条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第10条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第11条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第12条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承諾する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所 氏名 ■■■■■

仲介者 埼玉県飯能市仲町2-1-1
 全平沼株式会社
 商号 042(972)7800
 電話

借主(乙) 住所 埼玉県飯能市岩沢129-2
 〒357-0023

氏名 内沼博史
 電話番号 自宅 042(972)6432
 お勤め先 () (社名)

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号 1121

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 11 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">200</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							
使途	<p>事務所 駐車場 賃借料</p> <p>令和2年12月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>								
領収書等貼付欄		桑澤 至一郎	埼玉県議会自由民主党議員団						

普通預金 ORDINARY ACCOUNT **6**

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
20-11-27 持ちヨウトウ	68,000	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
	本件住宅	部屋番号	1階 0101号室			
	間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)		
契約期間	令和 元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント		
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500 円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (株)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	[REDACTED]				
賃借人(乙)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	アサヒ 工業 株式会社				
	氏名	澤澤 圭一郎				
	生年月日	昭和50年9月16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]	
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	048-824-2111		



2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング
川口営業所 営業所長



消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓
時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。
税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。
つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。
敬具

記

◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

<お支払例> ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額 (参考) 月額駐車料 5,400円 (駐車料 5,000円 消費税 400円)



新たなお支払額 (参考) 月額駐車料 5,500円 (駐車料 5,000円 消費税 500円)

◆ お支払方法について

<①お振込の場合>

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

<②自動送金をご利用のご契約者様の場合>

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

<③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

<④保証会社の引き落としをご利用の場合>

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号 136

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 11 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							
使 途	<p>事務所家賃 12月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$50000 \times \frac{8}{10} = 40000$</p>								
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団								

領収書

No. 499

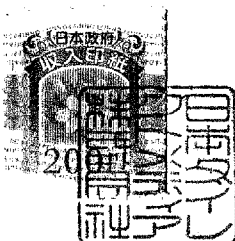
領収日 2020年11月27日

関根信明 様

金額 50,000 円

20年12月政務事務所家賃 (光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0824 埼玉県さいたま市北區日進町2-544-1 埼玉NPOハウス

日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

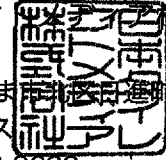
日付 : 2020年11月27日

請求書番号 : 499

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市浦和区日進町2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633



振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年12月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 100

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 11 月 27 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	9	500
百万	千	円							
4	9	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; text-align: center;">政務活動事務所賃料(12月分)</p> <p style="text-align: center; font-size: large;">$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
56701	02-11-27	13:54
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)

お振込明細またはご案内

登録番号 0002

チハ ツツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 270001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

55,000

0 [振込手数料]

55,000

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

加須市6200番

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第 3 者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第 3 者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第 3 者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第 3 者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を発表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由各目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の借入人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号

	1	6	9
--	---	---	---

 -1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">7</td></tr> </table> 日	0	2	1	1	2	7	
0	2							
1	1							
2	7							
支出額	百万 千 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</small> <small>(按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</small>			6	4	0	0	0
		6	4	0	0	0		
使 途	12月分事務所賃借料							
支 出 先	XXXXXXXXXX							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号 170

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 2 年 1 1 月 2 7 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">352</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

使 途	<p>12月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">$440 \times 0.8 = 352$</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38044	02-11-27	14:32	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0005

サイタマケツキ"カイキ"イン ナカヤツキ シ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300092

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 259

73

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 2年 11月 27日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p style="text-align: center;"> 54000円 </p> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)</p>
<p>使 途</p>	<p>11月分事務所賃借料</p>
<p>支出先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 様

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>



整理番号					-	
------	--	--	--	--	---	--

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
02-11-27	0411	17
お取引種別	お取引口座(口座番号)	取引通番
お引出し	****	0290
お取引金額	カード発行銀行	同店店番号
¥60,000	0129	
残高	お取引時刻	説明コード
	17:29	
ご案内	ご利用手数料	¥220
お受取人		

様
ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542

印紙税申告納
付はつぎ字部宮
* 蒸 蒸 蒸 蒸 蒸 *

1,000円	5,000円	10,000円	50,000円	100,000円
100円	50円	10円	5円	1円

足利銀行 • このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 番 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280m ²
		物件の所有者	(住 所) XXXXXXXXXX	(氏 名)	XXXXXXXXXX
(2) 賃借条件	使 用 目 的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看 板 使 用 料 等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	借 礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火 災 等 保 険 料	実費			
	契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
	借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。			
	賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法及びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)		
振 込 先		XXXXXXXXXX	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)		
(フリガナ)		XXXXXXXXXX			
口座名義人		XXXXXXXXXX	金 60,000円		
翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
					合 計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成 31 月 4 月 17 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	[Redacted]		〒 367-0062 本庄市小島南2-4-7	
(フリガナ) 氏 名	[Redacted]		飯塚 俊彦	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号 氏 名	[Redacted]		登 録 番 号 氏 名	() 第 号 印

整理番号 199

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>2年 11月 30日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>7029</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	---

<p>使 途</p>	<p>馬主車場代(12月分)</p>
------------	--------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

7.410 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ハシ マサ

入出金明細

照会範囲：2020年11月30日～2020年11月30日 照会件数：6件

2021年01月06日 09時18分34秒時点の情報です。

全件数：6件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
2020年11月 30日	7,810円		R K S (ダイ ワフドウサ	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■